大阪市告示第1325号

次の施設について、大阪市立体育館条例(昭和31年大阪市条例第45号)第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年9月30日

大阪市長 横山 英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立		午後7時から
千島体育館	令和7年10月20日(月)	
トレーニング場		午後8時まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)